

一宮市教育委員会事務点検評価員の委嘱について

一宮市教育委員会事務点検評価員の委嘱について、別紙案を添えて教育委員会の審議に付します。

令和4年5月24日

一宮市教育委員会  
教育長 高橋 信哉

提案理由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条に定める、教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況についての点検及び評価を行うにあたり、一宮市教育委員会事務点検評価員を委嘱するため、本案を提出します。

1. 一宮市教育委員会事務点検評価員 委嘱候補者

氏 名	備 考	新任 再任
いまがわ みねこ 今川 峰子	学識経験者 (岐阜聖徳学園 大学名誉教授)	再
みさわ けんいち 三沢 建一	学識経験者 (元修文大学短期 大学部教授)	再
ささき まさし 佐々木 政司	学識経験者 (修文大学 准教授)	再

2. 委嘱期間

令和4年5月24日から事務点検評価報告書を公表する日まで

## 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抜粋）

### （教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等）

**第26条** 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務（前条第一項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務（同条第四項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。）を含む。）の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

- 2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

### （事務の委任等）

**第25条** 教育委員会は、教育委員会規則で定めるところにより、その権限に属する事務の一部を教育長に委任し、又は教育長をして臨時に代理させることができる。

- 2 （略）

- 3 （略）

- 4 教育長は、第一項の規定により委任された事務その他その権限に属する事務の一部を事務局の職員若しくは教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員（以下この項及び次条第一項において「事務局職員等」という。）に委任し、又は事務局職員等をして臨時に代理させることができる。

一宮市学校教育推進会議委員の委嘱について

一宮市学校教育推進会議委員の委嘱について、別紙案を添えて教育委員会の審議に付します。

令和4年5月24日

一宮市教育委員会  
教育長 高橋 信哉

提案理由

一宮市における教育のあり方についての提言を受けるため、一宮市学校教育推進会議設置要綱第3条の規定により、本案を提出します。

## 1. 一宮市学校教育推進会議委員 委嘱候補者

委員氏名	備 考	新任 再任
しみず ひろし 志水 廣	学識経験者 (大学名誉教授)	再
こばやし のりゆき 小林 敬幸	学識経験者 (大学准教授)	再
ふかや けいすけ 深谷 圭助	学識経験者 (大学教授)	再
かわぐち かずひこ 川口 和彦	教育関係者 (一宮市小中学校長会長)	新
かとう まなぶ 加藤 学	その他教育委員会が認めた者 (元一宮市教育委員会教育委員)	再
あさおか みわ 浅岡 美和	その他教育委員会が認めた者 (元一宮市PTA連絡協議会母親代表会長)	再
つちかわ こうすけ 土川 功介	その他教育委員会が認めた者 (元一宮青年会議所理事長)	再
せきぐち けいこ 関口 恵子	教育関係者 (一宮市主席スクールカウンセラー)	再
かんだ かずひこ 神田 和彦	教育関係者 (スクールソーシャルワーカー)	再
いまえだ しんすけ 今枝 辰介	その他教育委員会が認めた者 (元一宮市新成人代表)	新
やまぐち あいみ 山口 愛心	その他教育委員会が認めた者 (元一宮市新成人代表)	新
みなもと ようじ 皆元 洋司	一宮市総合政策部長	再

## 2. 委嘱期間

令和4年5月25日から令和5年3月31日

## 一宮市学校教育推進会議設置要綱

(設置)

第1条 これからの一宮市の学校教育のあり方を考えるため、一宮市学校教育推進会議(以下「推進会議」という)を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進会議は、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 学校の教育課程・教育活動等に関する事
- (2) 教職員の研修に関する事
- (3) その他、学校教育の推進に関する事

(委員)

第3条 推進会議は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱する委員で組織する。

- (1) 学識経験者
- (2) 教育関係者
- (3) 関係行政担当者
- (4) その他、教育委員会が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、1年以内とし、委嘱する日から翌年の3月31日までとする。ただし、委員に欠員が生じた場合の後継者の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 推進会議に会長1人及び副会長1人を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により選出する。
- 3 会長は、推進会議の会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 推進会議は、教育委員会が招集する。

- 2 推進会議の会議は、会長が議長となる。

(庶務)

第7条 推進会議の庶務は、教育委員会教育部学校教育課において処理する。

付 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和2年6月24日から施行する。

一宮市教育委員会後援名義の使用について

一宮市教育委員会後援名義の使用について、別紙のとおり申請がありましたので、教育委員会の審議に付します。

令和4年5月24日

一宮市教育委員会  
教育長 高橋 信哉

## 一宮市教育委員会後援名義使用許可基準

(許可基準)

第2条 後援名義の使用の許可は、次の各号のいずれかに該当する事業に対して行うものとする。

- (1) 国又は地方公共団体が主催し、又は後援する事業
- (2) 学校又は学校の連合体が主催する事業
- (3) 市内の公共的団体及びこれに加盟している団体が主催する事業
- (4) 公益法人及びこれに準ずる団体（宗教法人を除く。）が主催する事業
- (5) 次に掲げる団体等が主催する事業で、その内容（入場料、場所、事業内容等）が  
適当と認められる事業
  - ア 市内の教育関係団体
  - イ 報道機関（新聞社又は放送局）
  - ウ 国、地方公共団体が補助等をしている団体
- (6) 過去において、教育委員会が後援した実績のある事業
- (7) 前各号に掲げる事業のほか、教育委員会が適当と認めた事業

2 前項の規定にかかわらず、当該事業が次の各号のいずれかに該当する場合は、後援名義の使用を許可しないものとする。

- (1) 営利を目的として行われる事業
- (2) 特定の政党又は宗教団体が主催する事業
- (3) 教育の中立性を損なうおそれのある事業
- (4) 会員制又は会員勧誘を前提とした事業
- (5) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれのある事業
- (6) 市内全域を対象としない事業
- (7) 一宮市暴力団等の排除に関する条例（平成23年一宮市条例第24号）第2条第1項第1号に規定する暴力団又は同項第2号に規定する暴力団員若しくはこれらと密接な関係を有する者が主催し、又は関与すると認められる事業
- (8) 前各号に掲げる事業のほか、教育委員会が支障があると認めた事業

# 一宮市教育委員会後援名義使用許可申請

(学校教育課)

受付番号	申請者	事業名	内容	実施日	開催場所	参加料	許可基準
11	株式会社アイ・シー・シー メディア推進部 部長  つかもと くみ 塚本 久美	おしごと体験 小学生CMコンテスト	企業を訪問し、職場見学や体験活動を行うことで、地元企業の魅力を学ぶ。また、その企業のコマーシャルを制作し、ナレーターとして出演をする。 参加者50名 観覧者50名	令和4年 8月3日(水)～ 9日(火)	参加企業5社	無料	(7)